

**資格喪失届のご提出は速やかにお願いいたします！（5日以内）**  
届出が遅れると国民健康保険切替希望の方の保険証交付が遅延します。

## ！！退職後に国民健康保険に加入される場合！！

平成29年7月よりマイナンバーを利用した情報連携が開始されておりますが、各機関ごとの事務処理やデータ更新がされるまでに時間を要するケースがあります。そのため、会社退職後にお住まいの市区町村で国民健康保険の加入手続（健康保険証の切替手続）を行う場合は下記添付書類の持参が必要となります。



pixta.jp - 23913196



### 《国保加入手続時の添付書類（例）》

- ・退職証明〔発行:退職した会社〕
- ・離職票〔発行:ハローワーク〕
- ・健康保険資格証明書〔発行:当健保組合〕 など。

※ 詳しくはお住まいの国保窓口でご確認ください。

**！！引き続き当組合へ個人番号のご提供をお願いします！！**